

平成20年10月27日

小美玉市発注工事における単品スライド条項の運用について

最近の工事資材や原料等の価格が高騰している状況を踏まえ、平成20年11月1日より、小美玉市建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき、請負契約代金の変更について適用を開始する。

1. 対象となる工事

- ◆ 11月1日時点で継続中の工事又は今後新規発注する工事のすべて
- ◆ 品目ごとに算定した当該工事に係る増額分（1%を超える）が対象

2. 対象となる「主要な工事材料」

【鋼材類】・・・H型鋼、異型棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、非鉄金属は含まない）

【燃料油】・・・軽油、ガソリン、混合油、重油

上記二品目の他、原材料費の高騰等、その価格上昇の要因が明確で請負代金額に大きな影響を及ぼすもの（変動額が対象工事費の1%以上）

<スライド額算定方法>

$$\text{スライド額} = \text{鋼材類の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費 (P)} \times 1\% \\ (\text{鋼B} - \text{鋼A}) + (\text{油B} - \text{油A}) - P \times 1 / 100$$

価格変動前の金額（鋼A 油A）＝設計時点の実勢価格×数量×請負比率

価格変動後の金額（鋼B 油B）＝変動後の実勢価格 ×数量×請負比率

※1 ただし、上記式に基づき算出した鋼B、油Bよりも、実際の購入金額のほうが安い場合は、鋼B、油Bは実際の購入金額とする。

例) 鋼材類の増額分 1.1%
燃料油の増額分 0.8%

鋼材類のみが対象となる

※2 上記算式は、それぞれ1%を超え双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合はその資材は適用されない。

※3 鋼材類及び燃料油以外の工事材料については、鋼材類に準じた扱いとする。

※4 対象工事費とは、最終的な契約変更後の請負代金額

3. 単品スライド条項の適用手続

- ◆申請時期、変更時期
⇒工期末の2ヶ月前までに請求
⇒工期末にスライド額変更契約をする
- ◆申請に必要な書類（必須）

価格（数量及び単価）、購入先、搬入、・購入時期を証明する書類

5. その他

- ◆ スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ◆ 今回の単品スライド条項の適用については、当面の間の暫定措置であり、恒久的措置ではない。
- ◆ 運用の詳細については、国土交通省「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）を準用する。（マニュアル内の日付は、小美玉市の適用日に合わせて別途読み替える）
なお、手続きに関する様式については、別途小美玉市版を作成し、これを使用するものとする。

※ 適用のための運用基準等の資料については下記を参照してください。

- ・ 工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル
- ・ 小美玉市様式（その1）
- ・ 小美玉市様式（その2）